



写し

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和元年9月20日

住 所 沖縄県うるま市字州崎8番地2
氏 名 拓南商事株式会社 代表取締役 川上 哲史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

沖縄県知事 玉 城 康 裕



許可の年月日	令和元年9月20日	許可番号	第4号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	1 施設の種類 ごみ処理施設（破碎施設） 2 一般廃棄物の種類 廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず		
設置場所	沖縄県うるま市字州崎8番地2		
処理能力	723 t / 日（24時間） 30 t / 時間		
許可の条件	平成12年9月7日付け一般廃棄物処理施設設置許可申請書に記載された事項を遵守すること。		
規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1 紙くず、木くず、繊維くずについては、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、陶磁器くずに付帯し処理する場合に限り認めること。 2 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 3 計画内容等を変更使用とする場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 4 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(裏面)

(許可等の履歴)

平成12年11月29日	設置許可（許可番号：第4号）
平成29年6月12日	軽微変更等届出（役員及び住所表示の変更）
平成30年4月9日	軽微変更等届出（代表者及び役員の変更）
令和元年9月20日	変更許可（許可番号：第4号）